

枚方市談合情報対応マニュアル

このマニュアルは、枚方市が締結する契約について公正な競争を確保することを目的とし、入札談合等に関する情報に対して迅速かつ的確に対応するために、必要な事項を定めるものである。

第1 一般原則

1 対象とする情報

このマニュアルによる対応の対象とする入札談合等に関する情報は、談合情報及び談合疑義情報とする。

(1) 談合情報

談合情報とは、対象件名が明らかであり、かつ、次のいずれかに該当する情報をいう。

- ① 入札談合等に関与したとされる業者又は落札予定とされる業者が明らかであるもの
- ② 落札予定金額を具体的に示しているもの
- ③ 入札談合等の日、場所及び方法が明らかであるもの
- ④ その他入札談合等に関与した者以外の者が知り得ない事実が含まれるもの

(2) 談合疑義情報

談合疑義情報とは、次のいずれかに該当する情報をいう。なお、単なる推測やうわさと思われるものは、これに該当しない。

- ① 入札談合等の疑いがある不自然な入札が行われた等、入札談合等の疑いがあるとするに足りる根拠を得たもの
- ② その他談合情報としては不十分であるが、談合情報に準じる内容を持つもの

☆ 入札談合等

入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は第8条第1号〔競争の実質的制限の禁止〕の規定に違反する行為をいう。

2 談合情報の報告

本市の契約に係る入札について談合情報があった場合は、可能な限り情報提供者の住所、氏名等を確認の上、直ちに、契約課長に通報すること。

情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、契約課長に通報するものとする。

契約課長は、談合情報に係る通報を受けた場合は、当該通報に基づき、談合情報の内容を報告書（様式第1号）にまとめ、速やかに、総務部長に報告すること。

なお、契約課長が新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、当該報道に基づき、談合情報の内容を報告書（様式第1号）にまとめ、速やかに、総務部長に報告すること。

3 判断事項

総務部長は、2により契約課長からの報告を受けたときは、総務部担当副市長に、談合情報対応緊急会議（総務部担当副市長並びに総務部長、契約課担当総務部次長、契約課長、コンプライアンス推進課担当総務部次長、コンプライアンス推進課長及び入札談合等に関する情報に係る工事等の発注所管部署の部課長等で構成する会議をいう。以下同じ。）の開催を依頼する。

談合情報対応緊急会議は、当該談合情報の信憑性（情報提供者の住所、氏名等が明らかであり、かつ、情報の内容（談合日時、談合場所、談合参加者、落札者、落札金額等）が具体的であること。）を考慮し、第2「具体的な対応」に定める手順に従って対応することが適切であるか否かについて、入札監視委員の意見も聴いた上で判断するものとする。

また、談合情報対応緊急会議は、第2「具体的な対応」の結果を受け、入札談合等の事実があったと認められるか否かについて、入札監視委員の意見も聴いた上で判断するものとする。

4 談合情報の取扱い

一般的に、談合情報については公正取引委員会及び警察に通報している旨を公表することは差し支えないが、個別の事案に関して公正取引委員会及び警察に情報提供を行った事実は、原則として公表しないこと。

なお、談合情報の提供者が報道機関であるものや談合情報が総務部長以外にも広く寄せられているものについては、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察に通報している旨を明らかにすること（報道機関等との対応においては、公正取引委員会が行う審査や警察の捜査の妨げにならないよう留意するものであることから、本市から積極的に談合情報を公表するものではない。）。

第2 具体的な対応

第2に定める手順に従って対応することが適切であると判断された場合は、原則として、手順Aに従い対応すること。ただし、当該談合情報に入札談合等関与行為の疑いがあると判断される情報がある場合は、手順A及びBに従い対応すること。

なお、詳細な手続等は、第3に従うこと。

☆ 入札談合等関与行為

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。

つまり、職員が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- ② 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- ③ 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- ④ 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

手順A

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会及び警察への通報

総務部長は、談合情報があった旨を、直ちに、公正取引委員会及び警察に、報告書（様式第1号）により通報すること。

なお、追加談合情報、入札の取止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、逐次かつ速やかに、公正取引委員会及び警察に通報すること。

(2) 事情聴取

総務部長は、事情聴取を行う必要があると判断された場合は、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。ただし、当該入札の手続が電子入札（入札方式が指名競争入札の場合を除く。以下同じ。）による場合は、(5)に従い対応すること。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期して行うこと。

事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

事情聴取の内容が、談合等の不正行為並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に抵触する行為を行っていない旨の内容であった場合は、その者から、誓約書を提出させること。

事情聴取に従事する職員は、総務部長が、契約課の職員のうちから指名すること。

事情聴取に従事した職員は、事情聴取の結果について事情聴取書（様式第2号）を作成し、総務部長は、当該書面の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

(3) 入札談合等の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる場合は、枚方市契約規則（昭和52年枚方市規則第13号。以下「契約規則」という。）第34条の規定を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会及び警察に、速やかに通報すること。

入札の執行を延期した場合において入札書が提出されていたときは、当該入札書を保管するとともに、入札を取り止めたときは、公正取引委員会及び警察に、通報に併せて当該入札書の写しを送付すること。

(4) 入札談合等の事実があったと認められない場合の対応

① 契約課長は、「入札執行後入札談合等の事実が明らかと認められた場合は、契約規則第33条第1項第8号の規定を適用し入札を無効とする」旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、(2)において提出させた誓約書の写しを、公正取引委員会及び警察に送付すること。

② 入札に際しては、全ての入札参加者に対し、工事費内訳書その他入札価格の内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を提出するよう要請すること。

③ 入札の結果が談合情報の内容と異なる場合は、落札者を決定し、契約を締結すること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、入札調書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

④ 総務部長は、入札の結果に談合情報の内容と一致した部分がある場合は、落札決定を保留し、入札を行った者全員に対して再度の事情聴取を行うこと。

事情聴取に当たっては、あらかじめ、当該契約の積算内容を把握している職員（以下「積算担当職員」という。）による工事費内訳書等の照合を行うこと。

事情聴取に従事する職員は、総務部長が、契約課の職員のうちから指名すること。

⑤ 再度の事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められない場合は、落札者を決定し、契約を締結すること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、入札調書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

⑥ 再度の事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる場合は、当該入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、入札調書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

(5) 電子入札による場合の対応

① 入札の手続が電子入札による場合は、開札するまで入札参加者が確認できないため、入札執行前に談合情報を把握した場合であっても、事情聴取を行わずに入札を執行すること。

② 入札の結果が談合情報の内容と異なる場合は、落札者を決定し、契約を締結すること。また、その旨を公正取引委員会及び警察へ通報すること。さらに、入札調書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

- ③ 入札の結果に談合情報の内容と一致した部分がある場合は、落札決定を保留し、入札を行った者全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取に当たっては、あらかじめ、入札を行った者全員に対して工事費内訳書等を提出するよう要請し、積算担当職員による工事費内訳書等の照合を行うこと。

事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

事情聴取の内容が、談合等の不正行為並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に抵触する行為を行っていない旨の内容であった場合は、その者から誓約書を提出させること。

事情聴取に従事する職員は、総務部長が、契約課の職員のうちから指名すること。

事情聴取に従事した職員は、事情聴取の結果について事情聴取書（様式第2号）を作成し、総務部長は、当該書面の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

- ④ 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められない場合は、落札者を決定し、契約を締結すること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、③において提出された誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。
- ⑤ 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる場合は、当該入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、入札調書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に入札談合等に関する情報があつた場合は、入札後においては、既に入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は閲覧に供されていることに留意しつつ、対応すること。

(1) 契約締結前の場合

① 公正取引委員会及び警察への通報

総務部長は、談合情報があつた旨を、直ちに、公正取引委員会及び警察に報告書（様式第1号）により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があつた場合は、逐次かつ速やかに、公正取引委員会及び警察に通報すること。

② 明らかに入札談合等の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

明らかに入札談合等の事実があつたと認められる証拠を得た場合は、当該入札を無効とすること。また、その旨を速やかに、公正取引委員会及び警察に通報すること。

③ 事情聴取

総務部長は、事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取に当たっては、あらかじめ、入札を行った者全員に対して工事費内訳書等を提出するよう要請し、積算担当職員による工事費内訳書等の照合を行うこと。

事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とすること。

事情聴取の内容が、談合等の不正行為並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に抵触する行為を行っていない旨の内容であった場合は、その者から誓約書を提出させること。

事情聴取に従事する職員は、総務部長が、契約課の職員のうちから指名すること。

事情聴取に従事した職員は、事情聴取の結果について事情聴取書（様式第2号）を作成し、総務部長は、当該書面の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

④ 入札談合等の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められない場合は、落札者と契約を締結すること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、③において提出された誓約書の写しを、公正取引委員会及び警察に送付すること。

⑤ 入札談合等の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる場合は、当該入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。

(2) 契約締結以後の場合

① 公正取引委員会及び警察への通報

総務部長は、談合情報があった旨を、直ちに、公正取引委員会及び警察に報告書（様式第1号）により通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

なお、追加談合情報等があった場合は、逐次かつ速やかに、公正取引委員会及び警察に通報すること。

② 明らかに入札談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

明らかに入札談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合は、契約の履行状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断し、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。

③ 事情聴取

総務部長は、事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して、速やかに事情聴取を行うこと。

事情聴取に当たっては、あらかじめ、入札を行った者全員に対して工事費内訳書等を提出するよう要請し、積算担当職員による工事費内訳書等の照合を行うこと。

事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とすること。

事情聴取の内容が、談合等の不正行為並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に抵触する行為を行っていない旨の内容であった場合は、その者から誓約書を提出させること。

事情聴取に従事する職員は、総務部長が、契約課の職員のうちから指名すること。

事情聴取に従事した職員は、事情聴取の結果について事情聴取書（様式第2号）を作成し、総務部長は、当該書面の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

④ 入札談合等の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められない場合は、契約を継続すること。また、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。さらに、③において提出された誓約書の写しを公正取引委員会及び警察に送付すること。

⑤ 入札談合等の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる場合は、契約の履行状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断し、その旨を公正取引委員会及び警察に通報すること。

3 談合疑義情報を把握した場合

談合疑義情報を把握した場合は、原則として、第1「一般原則」及び第2「具体的な対応」の手續に準じて対応すること。ただし、談合情報対応緊急会議は、入札監視委員の意見も聴いた上で、手續の一部を省略することができる。

手順B

1 入札談合等関与行為の疑いがある談合情報があった場合の対応

- (1) 本市の契約に係る入札について入札談合等関与行為の疑いがある談合情報(以下「談合関与情報」という。)があった場合は、第1の2に定めるほか、コンプライアンス推進課長に通報すること。
- (2) 談合関与情報に係る通報については、契約課長及びコンプライアンス推進課長が緊密に連携して対応すること。
- (3) 談合情報対応緊急会議が、手順Bに従って対応することが必要であると判断した場合は、総務部長は、2記載の職員への事情聴取の手續を開始する。この場合において、総務部長は、契約課及びコンプライアンス推進課それぞれの対応について緊密に連携するようにしなければならない。

2 関与したと思われる職員への事情聴取及びその後の手續の概要

(1) 事情聴取に従事する職員

事情聴取に従事する職員は、総務部長が、当該案件につき技術的又は専門的な知識を有する職員のうちから指名する

(2) 事情聴取内容の決定

事情聴取内容は、概ね、別紙1のとおりとするが、入札監視委員の意見を聴いて総務部長が決定する。

(3) 事情聴取後の手續

- ① 事情聴取に従事した職員は、事情聴取の結果について事情聴取書(様式第2号)を作成し、コンプライアンス推進課長に提出する。
- ② コンプライアンス推進課長は、①により事情聴取書の提出があったときは、これを総務部長に供覧するとともに、当該書面の写しを、契約課を通して、公正取引委員会及び警察に送付する。

③ 契約課においては、手順Aに従って、契約手続について必要な措置を行う。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

契約課長は、談合情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（様式第1号）にまとめること。

2 公正取引委員会及び警察への通報

(1) 公正取引委員会及び警察への通報は、様式第3号により総務部長名で行うこと。

(2) その後の調査結果に関する公正取引委員会及び警察への通報は、様式第3号の2を参考として行うこと。

なお、通報の内容について公正取引委員会及び警察から問合せがあることも予想されるため、担当者は、提出した資料についての的確な対応ができるよう、内容について整理しておくこと。

(3) 公正取引委員会及び警察へは、手続の各段階で事情聴取書、工事費内訳書等、誓約書、入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が入札談合等の疑いを否定した場合は、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会及び警察への通報に併せて、手続の各段階において、談合情報等に関する資料を送付すること。

(4) 一度提出した入札書等については、返還しない旨、全ての入札参加業者に、あらかじめ周知すること。

3 業者への事情聴取及びその後の手続の概要

(1) 業者への事情聴取は、総務部長が契約課の職員のうちから指名した複数の職員により行うこと。ただし、必要があると認めるときは、談合情報に係る工事等の発注所管部署の職員を参加させることができる。

(2) 事情聴取においては、事情聴取の対象者を1社ずつ呼び出し、別紙1を参考として聞き取りを行うこと。

(3) 事情聴取に従事した職員は、事情聴取の結果について事情聴取書（様式第2号）を作成すること。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、写しを公正取引委員会及び警察へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

(2) 「入札執行後入札談合等の事実が明らかと認められた場合は、契約規則第33条第1項第8号の規定を適用し入札を無効とする」旨の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

5 工事費内訳書等の照合

入札に参加した者から提出のあった工事費内訳書等は、入札執行後に積算担当者が入札談合等の形跡がないか入念に照合し、結果を契約課長に報告すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書等の照合等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書等の照合を並行して実施することができる。

第4 その他

1 予定価格が原則1.5億円以上の工事の入札において、不調、不応札又は入札者が1者のみ（以下「不調等」という。）となった場合の対応

総務部長は、発注に係る書類等を確認の上、公正取引委員会及び警察に通報するとともに、入札監視委員に報告するものとする。

談合（談合疑義）情報報告書

令和 年 月 日

情報を受けた日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
工 事 名 等	
入 札 (予 定) 日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
情 報 提 供 者	①報道機関 ②匿名 ③その他（会社名等） ④役職名 ⑤氏名等 ⑥連絡先（住所等） (電話番号)
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道 ・その他
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
報告書作成者・職・氏名	
備 考	

事情聴取書

工 事 名 等		
業 者 名 事情聴取を受けた者		
事情聴取を行った者	所属：	職氏名：
	所属：	職氏名：
日 時	1 回目 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分～ 時 分	
	2 回目 令和 年 月 日 () AM・PM 時 分～ 時 分	
場 所		
《聴取内容》		《業者側回答》
1. 入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報(新聞情報)等があるが、そのような事実があるか。		
2. 落札価格を知っている(た)か。		
3. 本件入札について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがあるか。あったとすれば、それは、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いであったか。		
4. 業者間で、上記のことが行われている(た)とのうわさを聞いたことがあるか。		
5. その他必要事項		

(様式第3号)

文書番号

令和 年 月 日

公正取引委員会事務総局 様
大阪府枚方警察署 様
大阪府交野警察署 様

枚方市総務部長

談合情報等に関する資料の送付について

当市が発注する
を別添のとおり送付いたします。

の入札に係る談合情報に関する資料

記

(事項)

1. 談合（談合疑義）情報報告書（写）

(様式第3号の2)

文書番号

令和 年 月 日

公正取引委員会事務総局 様
大阪府枚方警察署 様
大阪府交野警察署 様

枚方市総務部長

談合情報等に関する資料の送付について

令和 年 月 日付で送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を別添のとおり追加送付いたします。

記

(事項)

1. 事情聴取書 (写)
2. 誓約書 (写)
3. 入札調書 (写)
4. 入札に関する連絡 (無効、延期、取り止め)
5. その他関連資料

注1：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知である場合には、題名をその旨に変更すること。

注2：関係資料は、送付するものについて記載すること。

事情聴取項目 (参考例)

1. 入札に先立ち、落札業者が決定している (た) との情報があるが、そのような事実があるか。
2. 落札価格を知っている (た) か。
3. 本件入札について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがあるか。
あったとすれば、それは、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いであったか。
4. 業者間で、上記のことが行われている (た) とのうわさを聞いたことがあるか。
5. その他必要事項
 - ①本件入札前に他の入札参加者を知っていたか。
 - ②本件入札について、このような情報が寄せられたことについて、心当たりはあるか、又は原因は何か。
 - ③業界内のトラブル、もめごとなどを聞いたことがあるか。
 - ④入札金額は、いつ、誰が決定したのか。
 - ⑤本件入札の積算をしたのは誰か。
 - ⑥本件入札において、他社から積算について問い合わせがあったことはあるか。
 - ⑦その他

枚 方 市 長

誓 約 書

会社名

代表者名

担当者名

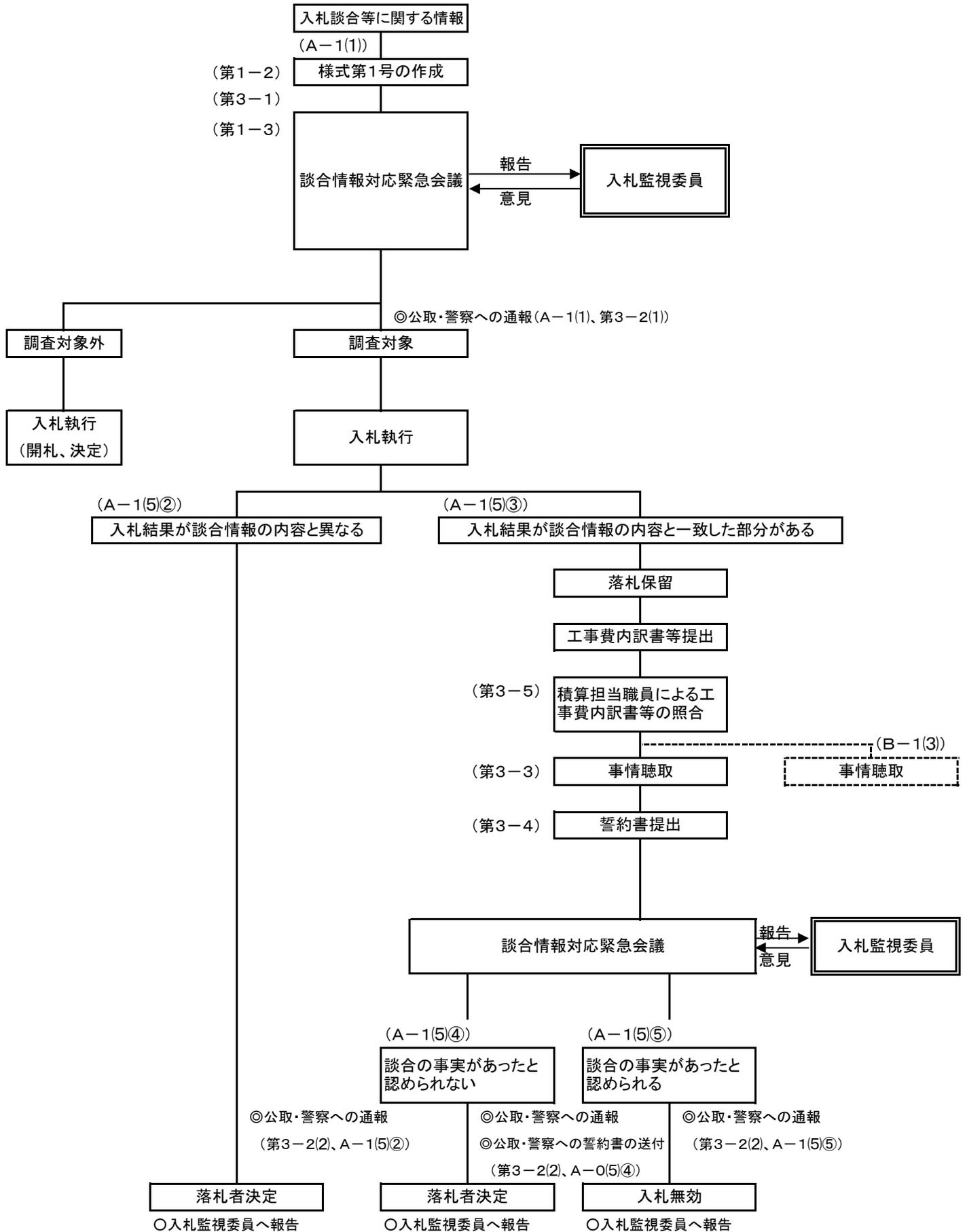
今般の _____ の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令の規定を遵守することを誓約します。また、後日、不正行為があると認められた場合には、貴市がいかなる措置をとられても異議のないことを併せて誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察に送付されても、異議はありません。

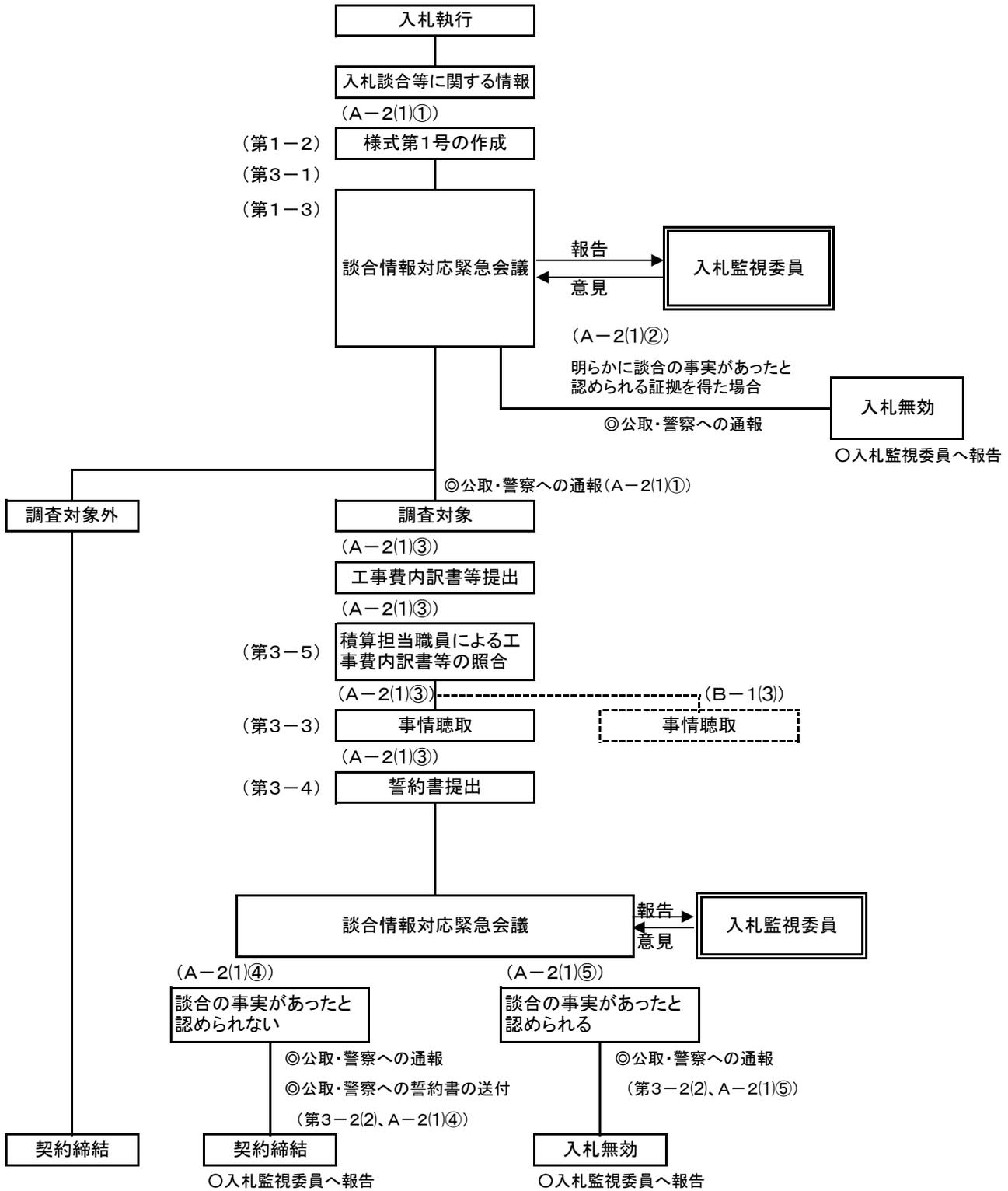
入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、枚方市契約規則や各種の規程、要綱等を遵守し、適正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、枚方市契約規則第 33 条第 1 項第 8 号により入札は無効とする。

談合情報対応マニュアルのフロー図 ② (入札執行前:電子入札(指名競争入札を除く。))の場合



談合情報対応マニュアルのフロー図 ③ (入札執行後: 契約締結以前の場合)



談合情報対応マニュアルのフロー図 ④ (入札執行後: 契約締結後の場合)

